

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年11月14日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	スマート・クオリティ・オープン（安定型）（１年決算型） スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（１年決算型） スマート・クオリティ・オープン（成長型）（１年決算型） スマート・クオリティ・オープン（安定型）（１年決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。 スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（１年決算型） １兆円を上限とします。 スマート・クオリティ・オープン（成長型）（１年決算型） １兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

スマート・クオリティ・オープン（安定型）（１年決算型）

スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（１年決算型）

スマート・クオリティ・オープン（成長型）（１年決算型）

以上を総称して「ファンド」といい、各々を「各ファンド」ということがあります。

以下の略称および愛称を用いることがあります。

ファンドの名称	略称	愛称
スマート・クオリティ・オープン（安定型） （１年決算型）	安定型 N	スマラップ N
スマート・クオリティ・オープン（安定成長型） （１年決算型）	安定成長型 N	
スマート・クオリティ・オープン（成長型） （１年決算型）	成長型 N	

また、各ファンドの共通の内容はまとめて記載します。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド １兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5) 【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2022年11月15日から2023年11月13日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

- ・各ファンド間でスイッチング*が可能です。

* スwitchingとは、ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

なお、スイッチングにより換金をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

- ・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の十分な成長をはかることを目的として運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンド5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表
＜各ファンド＞

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とするものをいう。

属性区分表

＜各ファンド＞

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グロ ー バ ル (日本含む)		
	年 2 回			
	年 4 回	日本	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年 6 回 (隔月)	北米		
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託 証券 (株式、債券、不 動産投信))		中南米		
		アフリカ		
資産複合		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (株式、債券、不動 産投信))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式、債券、不動産投信に投資する旨の記載があるものをいう。
年 1 回	目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
グロ ー バ ル (日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (日本を含む) の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 [*] 」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

^{*} 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

信託財産の十分な成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

特色 **1**

世界各国の株式・債券・リートに分散投資を行います。

- ◆投資信託証券への投資を通じて、主として「国内株式」、「国内債券」、「国内リート」、「先進国株式」、「先進国債券」、「先進国リート」、「新興国株式」、「新興国債券」の8資産（以下「8資産」ということがあります。）に分散投資を行います。
- ◆8資産のそれぞれについて、投資対象となる投資信託証券を指定し（以下「指定投資信託証券」といいます。）、その中から選定した投資信託証券に投資します。
- ◆投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

■ 指定投資信託証券（2022年8月末現在）

		投資対象地域		
		日本	先進国	新興国
投資対象資産	株式	●国際JPX日経インデックス400オープン（適格機関投資家専用） ●MUAM インデックスファンド TOPIX（適格機関投資家限定） ●日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定） ●iシェアーズMSCI ジャパン高配当利回りETF	●MUAM 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定） ●先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定） ●先進国株式クオリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	●iシェアーズMSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・ファクターETF ●iシェアーズMSCI エマージング・マーケットETF ●iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケットETF
	債券	●MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定） ●国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定） ●MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	●MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	●iシェアーズ J.P. モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF ●iシェアーズ J.P. モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF
	リート	●国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	●iシェアーズグローバル・リートETF	

※指定投資信託証券は定量・定性の評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券（当ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。）を指定投資信託証券として指定する場合もあります。

特色2

安定型N、安定成長型N、成長型Nの3つのファンドから選択
できます。

◆お客様のリスク許容度に応じて、以下の目標リスク水準の異なる3つのファンドをご用意しました。

＜各ファンドの目標リスク水準＞

- 安定型N : 年率標準偏差 5.0%
 - 安定成長型N : 年率標準偏差 8.0%
 - 成長型N : 年率標準偏差 12.0%
- 目標リスク水準は、各ファンドの変動リスクの目処を表示したもので、各ファンドのポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。
(なお、各ファンドの実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。)
- ※一般に、リスクが大きい(小さい)ファンドほど期待されるリターンが大きく(小さく)なる傾向があります。(必ずしもこのような関係にならない場合があります。)
- 各ファンド間でスイッチングが可能です。
販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
【スイッチング】各ファンドを換金した受取金額をもって別の各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。

特色3

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部から
アドバイスを受け、運用を行います。

◆三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部からのアドバイスを基に、各ファンドについて、8資産の基本資産配分比率を決定し、この比率に基づき、指定投資信託証券の中から選定した投資信託証券に投資を行います。

- 定量・定性の評価等を勘案し、8資産についてそれぞれ期待リターンとリスクを推計のうえ、各ファンドの目標リスク水準において最も期待リターンが高くなると期待される8資産の組み合わせを基本資産配分比率として決定します。
- 基本資産配分比率の決定は、原則として年1回行います。ただし、基本資産配分比率は市況動向等の事情によっては不定期に見直しを行う場合があります。なお、結果として、基本資産配分比率において一部の資産への配分が行われない場合があります。
- 投資信託証券の選定は、投資信託証券の流動性等を勘案して行います。なお、選定する投資信託証券は、適宜見直しを行います。

※上記は、2022年8月末現在の基本資産配分比率の決定プロセスであり、今後、変更される場合があります。

※指定投資信託証券の決定、投資する投資信託証券の選定やリバランス等についても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部からアドバイスを受けます。

【三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部】について

バランス型投信へのアセット・アロケーションのノウハウ提供(投資助言)のほか、個人、年金基金、学校法人、一般事業法人など幅広い顧客との投資一任契約に基づき、資産運用を行っています。

特色4

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1～特色4のような運用ができない場合があります。

特色
5

信託財産の十分な成長に資することに配慮し、収益の分配を行わないことがあります。

◆毎年8月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

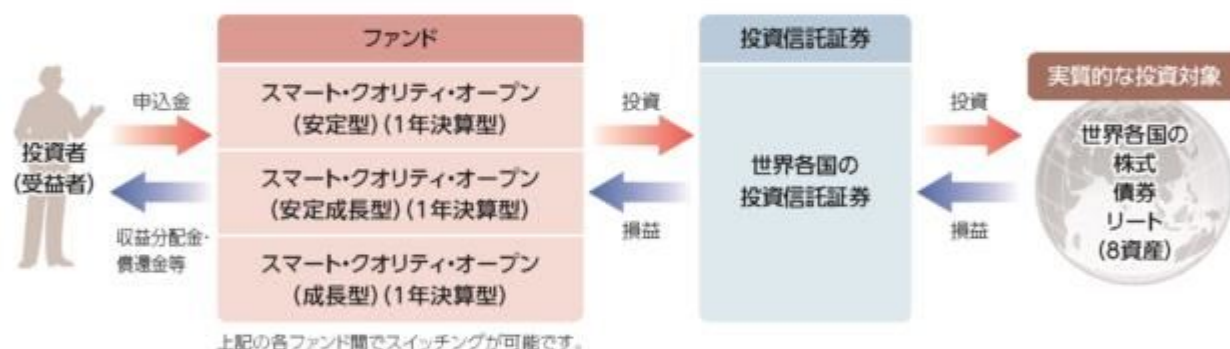
収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定しますが、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ ファンドのしくみ

当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

■ 主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
株式への投資	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
同一投資信託証券への投資	同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

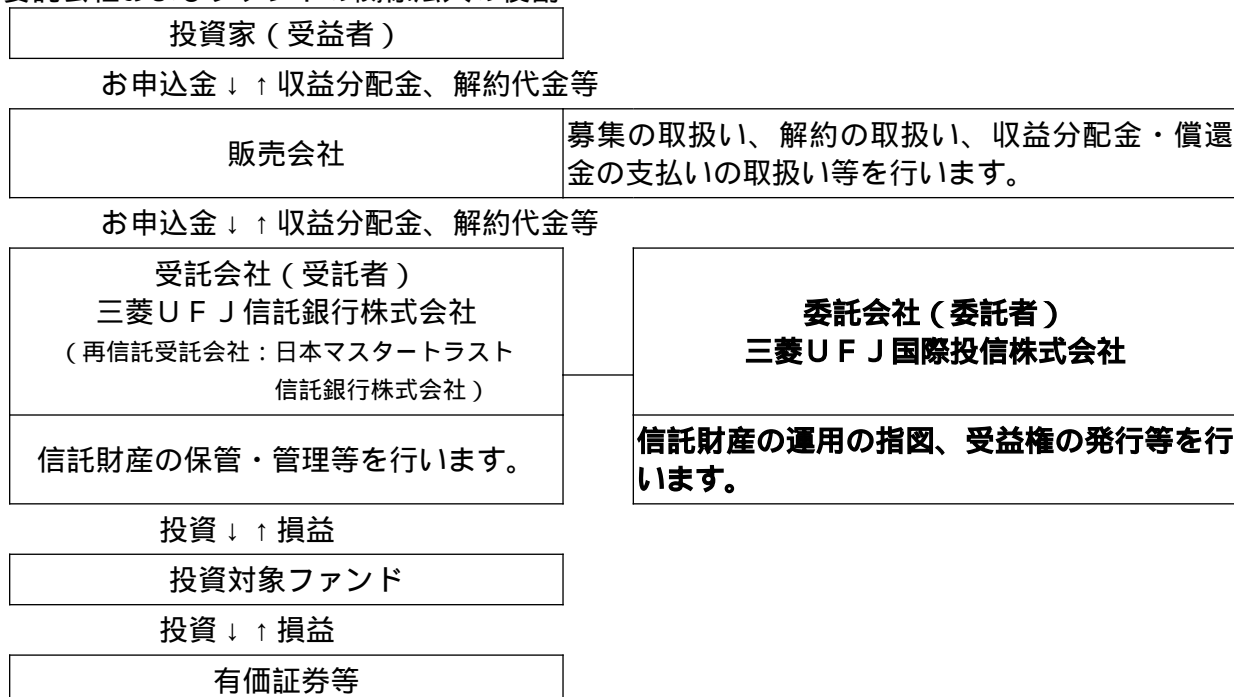
(2) 【ファンドの沿革】

2015年1月30日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2022年8月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- 設立年月日
1985年8月1日
- 資本金
2,000百万円
- 沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の十分な成長をはかることを目的として運用を行います。

投資態度

- a．投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに投資証券および外国投資証券をいいます。以下同じ。）への投資を通じて、実質的に世界各国の株式や債券、リートに分散投資を行い、信託財産の成長を目指します。
- b．投資する投資信託証券は、原則として、「国内株式」、「国内債券」、「国内リート」、「先進国株式」、「先進国債券」、「先進国リート」、「新興国株式」、「新興国債券」等の各資産（以下「各資産」といいます。）のそれぞれについて別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から流動性等を勘案して選定します。なお、選定する投資信託証券は適宜見直しを行います。
- c．目標リスク水準に応じて各資産の基本資産配分比率を決定し、この比率に基づき、指定投資信託証券の中から選定した投資信託証券に投資を行います。基本資産配分比率の決定は、定量・定性の評価等を用いて定期的に行います。ただし、市況動向等の事情によっては、基本資産配分比率を不定期に見直す場合があります。
- d．指定投資信託証券は定量・定性の評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券（ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。）を指定投資信託証券として指定する場合があります。
- e．投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- f．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- g．資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、指定投資信託証券（「(ご参考)■指定投資信託証券の概要」をご参照ください。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期

社債等を除きます。）

- b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．およびb．の証券または証書の性質を有するもの
- d．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- a．の証券およびc．の証券または証書のうちa．の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（ご参考）

■ 指定投資信託証券の概要

区分	指定投資信託証券の名称	表示通貨	運用会社	信託(管理)報酬率(年率)	ベンチマーク	内容
国内株式	国際JPX日経インデックス400オープン (適格機関投資家専用)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2200% (税抜0.2000%)	JPX日経インデックス400(配当込み)	日本の株式を主要投資対象として、JPX日経インデックス400(配当込み)に連動する運用成果を目指す投資信託です。
	MUAM インデックスファンドTOPIXI (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.1540% (税抜0.1400%)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東京証券取引所に上場されている株式を主要投資対象として、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	日本株式最小分散インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2585% (税抜0.2350%)	MSCI日本株最小分散指数(配当込み)	日本の金融商品取引所上場株式を主要投資対象として、MSCI日本株最小分散指数(配当込み)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	iシェアーズMSCI ジャパン高配当利回りETF (注1)	日本円	ブラックロック・ジャパン	0.2090% (税抜0.1900%) 以内	MSCI ジャパン高配当利回りインデックス	日本の株式等を主要投資対象として、MSCI ジャパン高配当利回りインデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
国内債券	MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.1540% (税抜0.1400%)	NOMURA-BPI総合	円建の債券等(国債、社債等)を主要投資対象として、NOMURA-BPI総合に連動する運用成果を目指す投資信託です。
	国内物価連動国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2365% (税抜0.2150%)	NOMURA物価連動国債インデックス(フロアあり)	日本の物価連動国債を主要投資対象として、NOMURA物価連動国債インデックス(フロアあり)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.1540% (税抜0.1400%)	NOMURA-BPI国債超長期(11-)	日本の国債を主要投資対象として、NOMURA-BPI国債超長期(11-)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
国内リート	国内リートインデックス・ファンド (適格機関投資家限定)	日本円	ブラックロック・ジャパン	0.2090% (税抜0.1900%)	S&P日本REIT指数(配当込み)	日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象として、S&P日本REIT指数(配当込み)に連動する運用成果を目指す投資信託です。
先進国株式	MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2530% (税抜0.2300%)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に採用されている株式を主要投資対象として、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	先進国株式最小分散インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.3300% (税抜0.3000%)	MSCIコクサイ最小分散指数(JPY)(配当込み、円換算ベース)	日本を除く先進国の株式を主要投資対象として、MSCIコクサイ最小分散指数(JPY)(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	先進国株式クオリティ・インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.3300% (税抜0.3000%)	MSCIコクサイ・クオリティ指数(配当込み、円換算ベース)	日本を除く先進国の株式を主要投資対象として、MSCIコクサイ・クオリティ指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
先進国債券	MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2090% (税抜0.1900%)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	日本を除く先進国の国債等を主要投資対象として、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に連動する運用成果を目指す投資信託です。

区分	指定投資信託証券の 名称	表示 通貨	運用会社	信託(管理) 報酬率(年率)	ベンチマーク	内容
先進国 リート	iシェアーズ グローバル・ リート ETF	米ドル	ブラックロック・ グループ	0.14%	FTSE EPRA Nareit グローバル・ リート・インデックス	先進国および新興国の不動産投資信託証券等 を主要投資対象として、FTSE EPRA Nareitグ ローバル・リート・インデックスに連動する運用 成果を目指すETFです。
新興国 株式	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット・ ミニマム・ボラティリティ・ ファクター ETF*	米ドル	ブラックロック・ グループ	0.75%以内 (注2)	MSCI エマージング・ マーケット・ ミニマム・ ボラティリティ・ インデックス	新興国の株式等を主要投資対象として、MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリ ティ・インデックスに連動する運用成果を目指 すETFです。
	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	米ドル	ブラックロック・ グループ	0.75%以内	MSCI エマージング・ マーケット・ インデックス	新興国の株式等を主要投資対象として、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに連動 する運用成果を目指すETFです。
	iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF	米ドル	ブラックロック・ グループ	0.09%以内 (注3)	MSCI エマージング・ マーケット・ インベスタブル・ マーケット・ インデックス	新興国の株式等を主要投資対象として、MSCI エマージング・マーケット・インベスタブル・マ ーケット・インデックスに連動する運用成果を 目指すETFです。
新興国 債券	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建て エマージング・マーケット 債券 ETF	米ドル	ブラックロック・ グループ	0.40%以内	J.P.モルガン EMBIグローバル・ コア・インデックス	新興国の米ドル建の債券等(国債、社債等)を 主要投資対象として、J.P.モルガン EMBIグ ローバル・コア・インデックスに連動する運用成 果を目指すETFです。
	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建て エマージング・マーケット 債券 UCITS ETF	米ドル	ブラックロック・ グループ	0.45%	J.P.モルガン EMBIグローバル・ コア・インデックス	新興国の米ドル建の債券等(国債、社債等)を 主要投資対象として、J.P.モルガン EMBIグ ローバル・コア・インデックスに連動する運用成 果を目指すETFです。

※上記の信託(管理)報酬率は今後変更される場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかる場合があります。

※上記のiシェアーズの各投資信託証券については、国内における消費税等相当額はかかりません(注1)の投資信託証券を除く。

※*は国内未届けの投資信託証券であり、日本語名称は、iシェアーズ®の英文正式名称の直訳を示しています。

※(注2)の信託(管理)報酬率は、2023年12月末までの期間については、運用報酬を含む年間総経費率が0.25%を超えないことになっています(終了日は変更される可能性があります)。

※(注3)の信託(管理)報酬率は、2025年12月末までの期間については、0.09%以内となります(終了日は変更される可能性があります)。

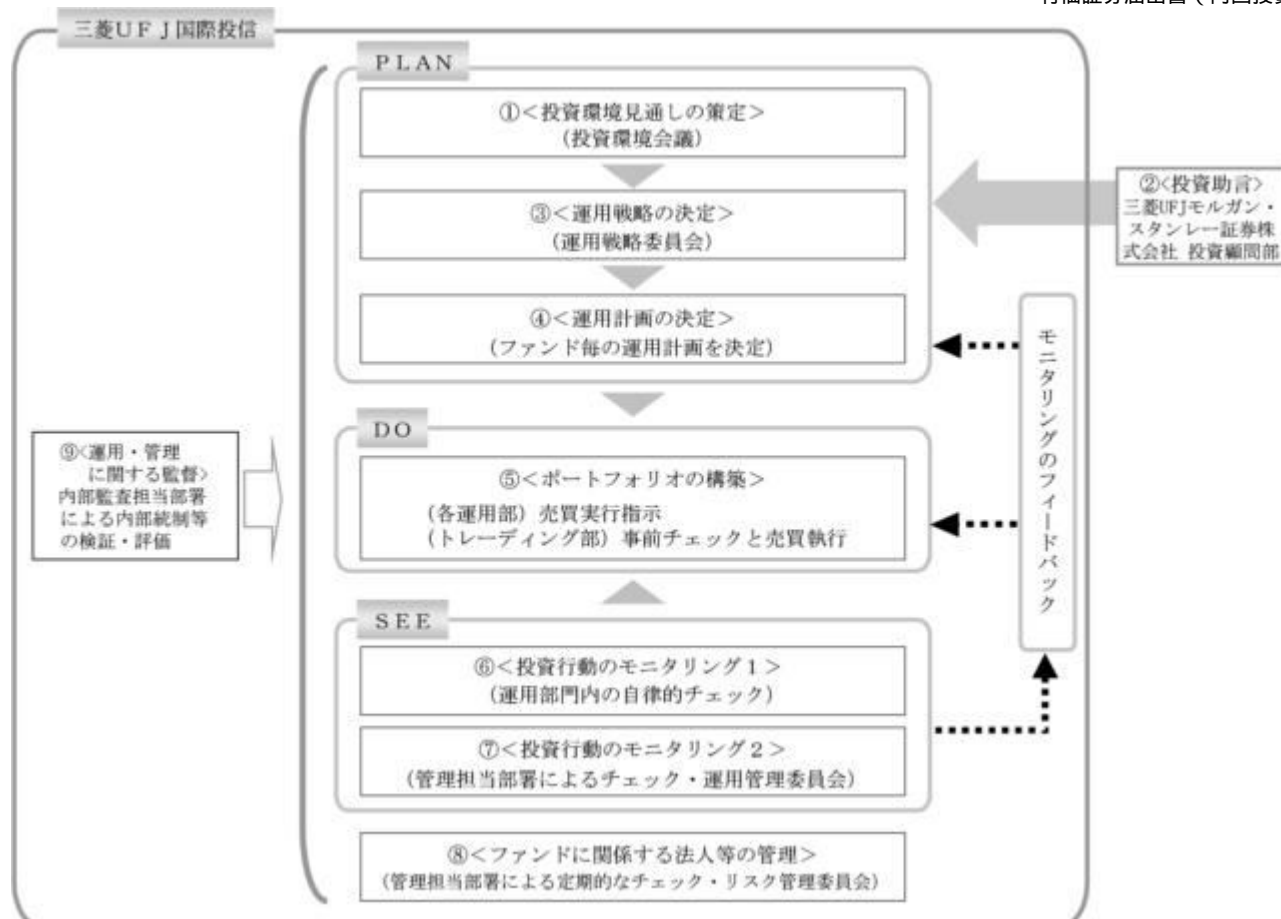
※上記は、2022年8月末時点の指定投資信託証券であり、今後変更になる場合があります。

(出所)運用会社の資料を基に三菱UFJ国際投信作成

■ 指定投資信託証券の対象指数（ベンチマーク）について

- 「JPX日経インデックス400（配当込み）」（以下「JPX日経インデックス400」といいます。）は、株式会社JPX総研（以下「JPX総研」といいます。）及び株式会社日本経済新聞社（以下「日経」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」自体及び「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。JPX総研及び日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。ファンドは、委託会社の責任のもとで運用されるものであり、JPX総研及び日経は、その運用及びファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）とは、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。
NOMURA 物価連動国債インデックス（フロアあり）とは、野村證券株式会社が発表している日本国が発行したフロアありの物価連動国債のパフォーマンスインデックスです。
NOMURA-BPI国債 超長期（11-）とは、野村證券株式会社が発表している日本国が発行した固定利付債（個人向けは対象外）の残存期間11年以上の債券のパフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI国債のサブインデックスです。
当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- MSCI ジャパン高配当利回りインデックス、MSCIコクサイ・オリティ指数（配当込み、円換算ベース）、MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インバスタブル・マーケット・インデックス、MSCI日本株最小分散指数（配当込み）、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）、MSCIコクサイ最小分散指数（JPY）（配当込み、円換算ベース）（出所：MSCI）。ここに掲載される全ての情報は、信頼性の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は、FTSE世界国債インデックス（除く日本）データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- J.P. モルガン EMBI グローバル・コア・インデックス情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.
- S&P日本REIT指数（配当込み）は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス（S&P DJI）の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。S&P DJIは、同指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任を負いません。
- FTSE EPRA Nareitグローバル・リート・インデックスとは、先進国および新興国のリート・不動産関連株式の値動きを表す指数です。
FTSE®は、London Stock Exchange Groupの会社が所有する商標であり、NAREIT®はNational Association of Real Estate Investment Trusts（以下「NAREIT」）が所有する商標であり、そしてEPRA®はEuropean Public Real Estate Association（以下「EPRA」）が所有する商標であり、ライセンス契約に基づき、FTSE International Limited（以下「FTSE」）が使用します。
当該指数は、FTSEが算出を行います。FTSE、Euronext N.V.、NAREIT、もしくはEPRAは、本商品のスポンサー、保証、販売促進を行っており、さらにいかなる形においても本商品に関わっており、一切の責務を負うものではありません。インデックスの価格および構成リストにおける全ての知的所有権はFTSE、Euronext N.V.、NAREIT、そしてEPRAに帰属します。

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに關係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關係する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この

結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎年８月13日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定しますが、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備

備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

公社債の借入れ

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

信用リスク集中回避のための投資制限

a．委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b．a．の比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

資金の借入れ

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証

券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

- ・ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には株式を投資対象とする場合があります。株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。
- ・ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的にはリートを投資対象とする場合があります。リーートの価格は当該リートが組み入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リーートの価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

金利変動リスク

- ・ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には債券を投資対象とする場合があります。投資対象としている債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、残存期間の長い債券は金利変動に対する債券価格の感応度が高く、価格変動が大きくなる傾向があります。
- ・金利上昇時には実質的に投資しているリーートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リーートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リーートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

為替変動リスク

ファンドは、外貨建の投資信託証券に投資を行う場合や、投資信託証券を通じて、実質的には外貨建資産に投資を行う場合があります。投資対象としている有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク（デフォルト・リスク）

投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

カントリー・リスク

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には新興国の株式および債券を投資対象とする場合があります。新興国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国の株式および債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。
流動性リスク

- ・有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入る有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。
- ・一般的に、金融商品取引所上場の投資信託証券、およびリートや新興国の株式・債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

a．収益分配金に関する留意点

- ・計算期末に、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

b．指定投資信託証券がベンチマークとしているインデックス（対象指数）が改廃された場合、当該指定投資信託証券の組入れを見直す場合があります。

c．各ファンドについて、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

d．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

e．各ファンドの信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金には行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

f．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリ

ングオフ）の適用はありません。

- g．当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

安定型N



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

安定成長型N



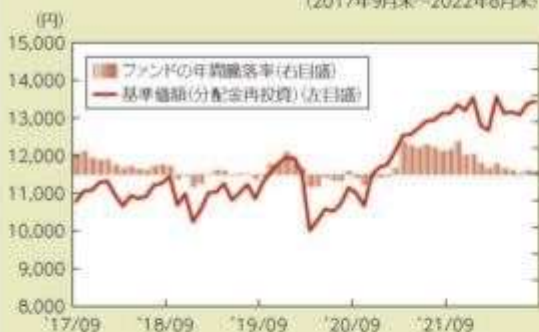
- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

成長型N

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年9月末～2022年8月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年9月末～2022年8月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- a．信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、次に掲げる率を乗じて得た額とし、日々各ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

	信託報酬率
安定型N	年1.430%（税抜 1.300%）
安定成長型N	年1.540%（税抜 1.400%）
成長型N	年1.650%（税抜 1.500%）

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b．信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

	配分（税抜）			対価として提供する役務の内容
	安定型 N	安定成長型 N	成長型 N	
委託会社	0.570%	0.620%	0.670%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.700%	0.750%	0.800%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.030%	0.030%	0.030%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

前記の他に各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、以下の通りです。

	実質的な信託報酬率
安定型N	年率1.680%±0.10%程度（税込）
安定成長型N	年率1.790%±0.10%程度（税込）
成長型N	年率1.900%±0.10%程度（税込）

実質的な信託報酬率は、各ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託（管理）報酬率を含めた実質的な信託報酬率を、各ファンドの資産配分比率に基づき算出したものです（2022年8月末現在）。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、「実質的な信託報酬率」は概算で表示しています。

各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託（管理）報酬率の詳細については、「（ご参考）■指定投資信託証券の概要」をご参照ください。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【スマート・クオリティ・オープン（安定型）（１年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	5,461,402,205	95.90
投資証券	アメリカ	116,121,627	2.04
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	117,175,356	2.06
純資産総額		5,694,699,188	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 8月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,710,836,143	1.2217	2,090,128,515	1.2144	2,077,639,412	36.48
日本	投資信託受益証券	MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	941,125,028	0.952	895,951,026	0.9388	883,528,176	15.51
日本	投資信託受益証券	国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	690,457,457	1.0192	703,714,240	1.0229	706,268,932	12.40
日本	投資信託受益証券	MUAM 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	136,484,093	3.1612	431,453,514	3.1347	427,836,686	7.51
日本	投資信託受益証券	日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	272,541,068	1.4443	393,631,064	1.4482	394,693,974	6.93
日本	投資信託受益証券	MUAM インデックスファンドTOPIXi（適格機関投資家限定）	219,637,781	1.7375	381,636,337	1.713	376,239,518	6.61
日本	投資信託受益証券	先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	113,953,689	1.9836	226,038,537	2.0037	228,329,006	4.01
日本	投資信託受益証券	先進国株式オリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	112,024,862	1.9427	217,630,699	1.9084	213,788,246	3.75
日本	投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	81,947,294	1.5272	125,149,907	1.5287	125,272,828	2.20
アメリカ	投資証券	ISHARES JPM USD EM BND USD A	86,000	699.94	60,195,087	667.98	57,447,024	1.01
日本	投資信託受益証券	国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	18,117,826	1.5018	27,209,351	1.5347	27,805,427	0.49
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	3,411	7,910.22	26,981,787	7,584.44	25,870,550	0.45
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	4,232	5,690.76	24,083,303	5,446.77	23,050,742	0.40
アメリカ	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	2,853	3,712.51	10,591,795	3,418.61	9,753,311	0.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 8月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.90
投資証券	2.04
合計	97.94

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成27年 8月13日）	7,025,983,817	7,025,983,817	10,194	10,194
第2計算期間末日（平成28年 8月15日）	9,731,569,460	9,731,569,460	9,967	9,967
第3計算期間末日（平成29年 8月14日）	7,116,348,328	7,116,348,328	10,221	10,221
第4計算期間末日（平成30年 8月13日）	8,305,709,127	8,305,709,127	10,404	10,404
第5計算期間末日（令和 1年 8月13日）	6,404,658,272	6,404,658,272	10,495	10,495
第6計算期間末日（令和 2年 8月13日）	6,075,311,179	6,075,311,179	10,202	10,202
第7計算期間末日（令和 3年 8月13日）	5,723,457,838	5,723,457,838	10,963	10,963
第8計算期間末日（令和 4年 8月15日）	5,749,936,826	5,749,936,826	10,927	10,927
令和 3年 8月末日	5,745,021,741	—	10,982	—
9月末日	5,686,730,044	—	10,964	—
10月末日	5,905,284,883	—	11,043	—
11月末日	5,782,077,971	—	10,983	—
12月末日	5,819,772,566	—	11,107	—
令和 4年 1月末日	5,680,365,553	—	10,780	—
2月末日	5,635,347,837	—	10,671	—
3月末日	5,769,556,670	—	10,976	—
4月末日	5,678,542,786	—	10,821	—
5月末日	5,686,804,680	—	10,838	—
6月末日	5,632,289,501	—	10,720	—
7月末日	5,720,092,896	—	10,863	—
8月末日	5,694,699,188	—	10,869	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	1.94
第2計算期間	2.22
第3計算期間	2.54
第4計算期間	1.79
第5計算期間	0.87
第6計算期間	2.79
第7計算期間	7.45
第8計算期間	0.32

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	7,189,813,676	297,483,710	6,892,329,966
第2計算期間	6,848,757,512	3,977,038,620	9,764,048,858
第3計算期間	3,211,407,615	6,012,871,116	6,962,585,357
第4計算期間	4,277,782,716	3,257,070,111	7,983,297,962
第5計算期間	1,179,912,378	3,060,788,604	6,102,421,736
第6計算期間	1,375,999,222	1,523,537,276	5,954,883,682
第7計算期間	949,023,847	1,683,375,672	5,220,531,857
第8計算期間	930,145,519	888,435,406	5,262,241,970

【スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（１年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	4,154,329,372	93.05
投資証券	アメリカ	205,074,331	4.59
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	105,163,401	2.36
純資産総額		4,464,567,104	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 8 月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	965,774,978	1.2217	1,179,897,108	1.2144	1,172,837,133	26.27
日本	投資信託受益証券	MUAM 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	167,645,518	3.1612	529,961,011	3.1347	525,518,405	11.77
日本	投資信託受益証券	MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	507,024,835	0.952	482,687,642	0.9388	475,994,915	10.66
日本	投資信託受益証券	日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	322,456,949	1.4443	465,724,571	1.4482	466,982,153	10.46
日本	投資信託受益証券	MUAM インデックスファンドTOPIXi（適格機関投資家限定）	267,659,455	1.7375	465,077,426	1.713	458,500,646	10.27
日本	投資信託受益証券	国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	380,168,903	1.0192	387,468,145	1.0229	388,874,770	8.71
日本	投資信託受益証券	先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	133,227,997	1.9836	264,271,054	2.0037	266,948,937	5.98
日本	投資信託受益証券	先進国株式オリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	135,774,359	1.9427	263,768,847	1.9084	259,111,786	5.80
日本	投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	54,472,288	1.5272	83,190,078	1.5287	83,271,786	1.87
アメリカ	投資証券	ISHARES JPM USD EM BND USD A	100,000	699.94	69,994,287	667.98	66,798,865	1.50
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	7,862	7,910.22	62,190,211	7,584.44	59,628,925	1.34
日本	投資信託受益証券	国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	36,677,423	1.5018	55,082,153	1.5347	56,288,841	1.26
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	9,927	5,690.76	56,492,189	5,446.77	54,070,112	1.21
アメリカ	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	7,189	3,712.51	26,689,244	3,418.61	24,576,429	0.55

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 8 月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	93.05
投資証券	4.59
合計	97.64

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年8月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成27年 8月13日）	2,112,669,913	2,112,669,913	10,368	10,368
第2計算期間末日（平成28年 8月15日）	3,437,957,982	3,437,957,982	9,720	9,720
第3計算期間末日（平成29年 8月14日）	2,742,701,148	2,742,701,148	10,356	10,356
第4計算期間末日（平成30年 8月13日）	3,988,906,550	3,988,906,550	10,736	10,736
第5計算期間末日（令和 1年 8月13日）	4,230,527,069	4,230,527,069	10,681	10,681
第6計算期間末日（令和 2年 8月13日）	3,959,758,113	3,959,758,113	10,594	10,594
第7計算期間末日（令和 3年 8月13日）	4,234,267,938	4,234,267,938	11,925	11,925
第8計算期間末日（令和 4年 8月15日）	4,464,932,104	4,464,932,104	12,077	12,077
令和 3年 8月末日	4,270,274,682	—	11,960	—
9月末日	4,282,196,212	—	11,951	—
10月末日	4,353,777,844	—	12,095	—
11月末日	4,212,199,154	—	11,993	—
12月末日	4,330,797,824	—	12,200	—
令和 4年 1月末日	4,179,456,090	—	11,705	—
2月末日	4,166,565,352	—	11,593	—
3月末日	4,395,780,288	—	12,132	—
4月末日	4,286,238,600	—	11,861	—
5月末日	4,351,865,058	—	11,887	—
6月末日	4,345,693,072	—	11,789	—
7月末日	4,446,819,750	—	11,994	—
8月末日	4,464,567,104	—	12,018	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円

第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	3.68
第2計算期間	6.25
第3計算期間	6.54
第4計算期間	3.66
第5計算期間	0.51
第6計算期間	0.81
第7計算期間	12.56
第8計算期間	1.27

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,100,867,484	63,259,508	2,037,607,976
第2計算期間	2,090,810,292	591,468,065	3,536,950,203
第3計算期間	960,346,773	1,848,998,547	2,648,298,429
第4計算期間	1,917,471,209	850,301,193	3,715,468,445
第5計算期間	1,272,460,627	1,027,193,963	3,960,735,109
第6計算期間	999,217,540	1,222,291,493	3,737,661,156
第7計算期間	917,140,204	1,103,939,081	3,550,862,279
第8計算期間	724,968,028	578,648,082	3,697,182,225

【スマート・クオリティ・オープン（成長型）（１年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	2,239,880,605	89.33
投資証券	アメリカ	186,022,918	7.42
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	81,641,376	3.25

純資産総額	2,507,544,899	100.00
-------	---------------	--------

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 8月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	MUAM 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	133,825,932	3.1612	423,050,536	3.1347	419,504,149	16.73
日本	投資信託受益証券	日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	257,891,723	1.4443	372,473,015	1.4482	373,478,793	14.89
日本	投資信託受益証券	MUAM インデックスファンドTOPIX i（適格機関投資家限定）	212,870,889	1.7375	369,878,283	1.713	364,647,832	14.54
日本	投資信託受益証券	MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	257,099,093	1.2217	314,097,961	1.2144	312,221,138	12.45
日本	投資信託受益証券	先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	107,848,233	1.9836	213,927,754	2.0037	216,095,504	8.62
日本	投資信託受益証券	先進国株式オリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	113,034,405	1.9427	219,591,938	1.9084	215,714,858	8.60
日本	投資信託受益証券	MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	139,891,118	0.952	133,176,344	0.9388	131,329,781	5.24
日本	投資信託受益証券	国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	100,199,036	1.0192	102,122,857	1.0229	102,493,593	4.09
アメリカ	投資証券	ISHARES JPM USD EM BND USD A	88,600	699.94	62,014,938	667.98	59,183,795	2.36
日本	投資信託受益証券	国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	37,379,202	1.5018	56,136,085	1.5347	57,365,861	2.29
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	6,913	7,910.22	54,683,405	7,584.44	52,431,284	2.09
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	8,722	5,690.76	49,634,821	5,446.77	47,506,751	1.89
日本	投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	30,764,111	1.5272	46,982,950	1.5287	47,029,096	1.88
アメリカ	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	7,869	3,712.51	29,213,753	3,418.61	26,901,088	1.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 8月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	89.33
投資証券	7.42
合計	96.74

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年8月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成27年 8月13日)	1,121,024,384	1,121,024,384	10,567	10,567
第2計算期間末日 (平成28年 8月15日)	2,153,531,385	2,153,531,385	9,396	9,396
第3計算期間末日 (平成29年 8月14日)	1,425,649,056	1,425,649,056	10,490	10,490
第4計算期間末日 (平成30年 8月13日)	2,035,296,336	2,035,296,336	11,115	11,115
第5計算期間末日 (令和 1年 8月13日)	2,154,059,060	2,154,059,060	10,889	10,889
第6計算期間末日 (令和 2年 8月13日)	2,111,587,876	2,111,587,876	10,975	10,975
第7計算期間末日 (令和 3年 8月13日)	2,243,789,824	2,243,789,824	13,064	13,064
第8計算期間末日 (令和 4年 8月15日)	2,537,442,807	2,537,442,807	13,498	13,498
令和 3年 8月末日	2,251,797,065	—	13,120	—
9月末日	2,239,057,752	—	13,124	—
10月末日	2,345,985,241	—	13,357	—
11月末日	2,283,715,793	—	13,204	—
12月末日	2,353,598,787	—	13,542	—
令和 4年 1月末日	2,260,608,089	—	12,800	—
2月末日	2,271,108,497	—	12,679	—
3月末日	2,467,893,566	—	13,562	—
4月末日	2,371,048,528	—	13,131	—
5月末日	2,446,253,331	—	13,165	—
6月末日	2,455,046,757	—	13,090	—
7月末日	2,524,394,820	—	13,388	—
8月末日	2,507,544,899	—	13,443	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円

第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	5.67
第2計算期間	11.08
第3計算期間	11.64
第4計算期間	5.95
第5計算期間	2.03
第6計算期間	0.78
第7計算期間	19.03
第8計算期間	3.32

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,671,922,434	611,041,518	1,060,880,916
第2計算期間	1,924,832,352	693,669,081	2,292,044,187
第3計算期間	613,791,499	1,546,818,669	1,359,017,017
第4計算期間	1,040,131,134	568,053,273	1,831,094,878
第5計算期間	565,787,647	418,722,069	1,978,160,456
第6計算期間	624,223,358	678,403,039	1,923,980,775
第7計算期間	532,442,641	738,924,998	1,717,498,418
第8計算期間	503,586,539	341,180,974	1,879,903,983

参考情報

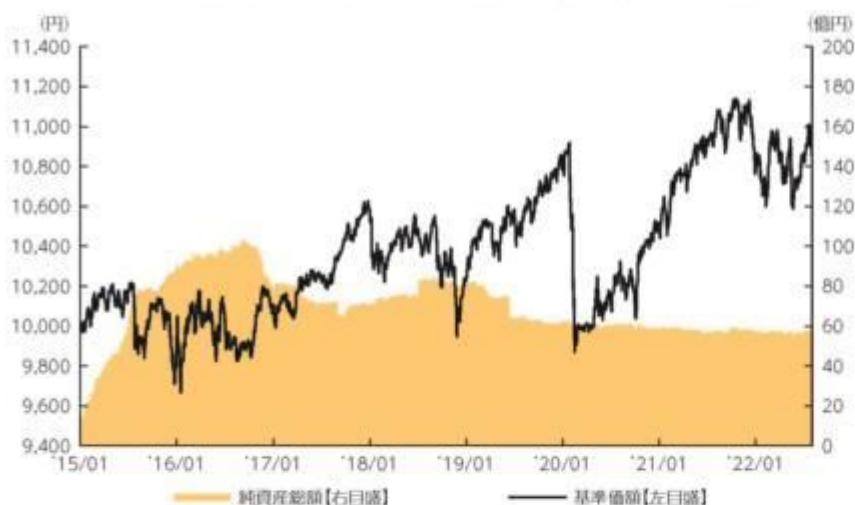


運用実績

2022年8月31日現在

安定型N

■ 基準価額・純資産の推移 2015年1月30日（設定日）～2022年8月31日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	10,869円
純資産総額	56.9億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2022年 8 月	0円
2021年 8 月	0円
2020年 8 月	0円
2019年 8 月	0円
2018年 8 月	0円
2017年 8 月	0円
設定来累計	0円

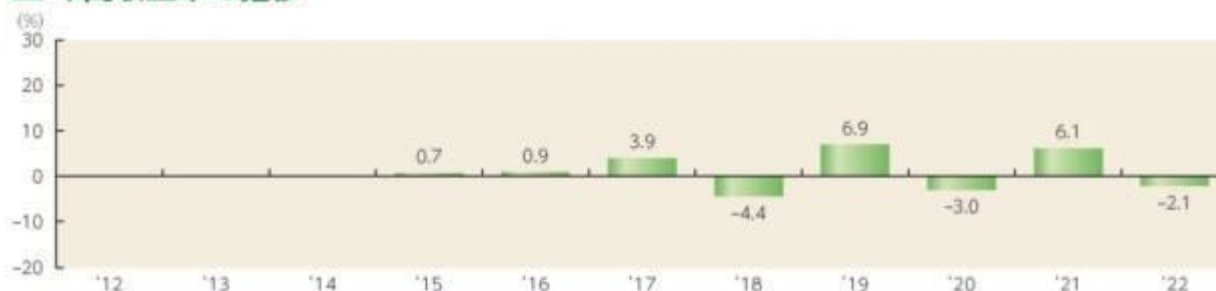
•分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	36.5%
MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	15.5%
国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	12.4%
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	7.5%
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	6.9%
MUAM インデックスファンドTOPIXi(適格機関投資家限定)	6.6%
その他	12.5%
コールローン他 (負債控除後)	2.1%
合計	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間収益率の推移

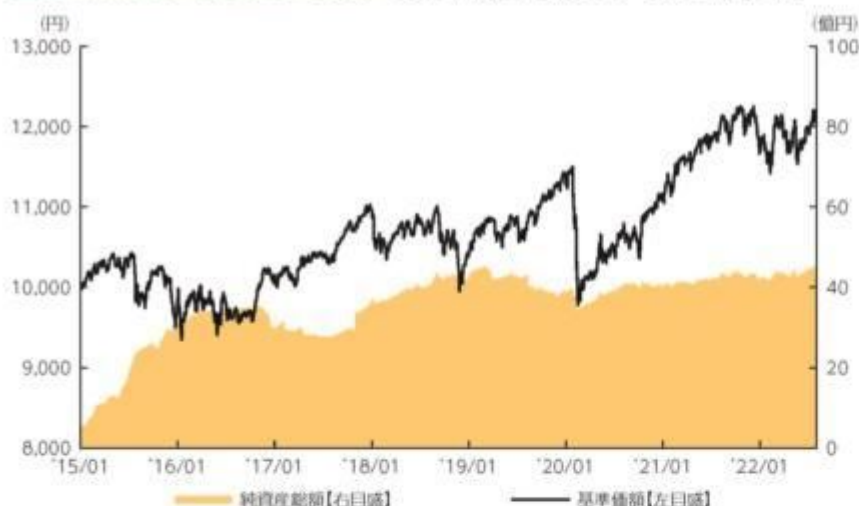


- 収益率は基準価額で計算
- 2015年は設定日から年末までの、2022年は年初から8月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

安定成長型N

■ 基準価額・純資産の推移 2015年1月30日（設定日）～2022年8月31日



- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	12,018円
純資産総額	44.6億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2022年 8 月	0円
2021年 8 月	0円
2020年 8 月	0円
2019年 8 月	0円
2018年 8 月	0円
2017年 8 月	0円
設定来累計	0円

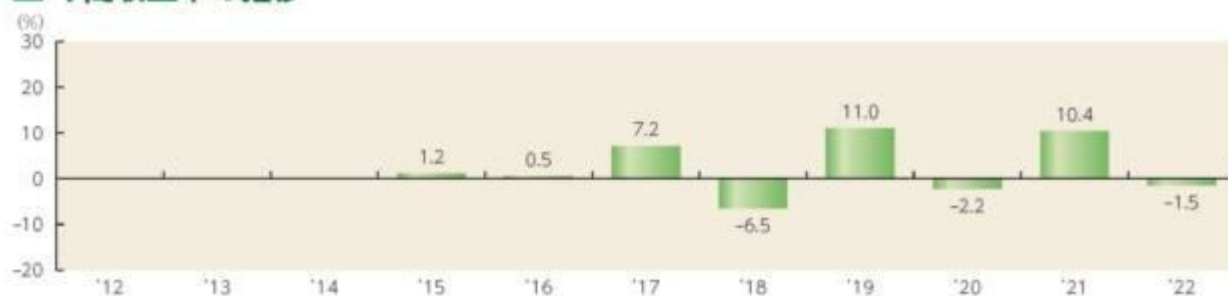
・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	26.3%
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	11.8%
MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	10.7%
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	10.5%
MUAM インデックスファンドTOPIXi(適格機関投資家限定)	10.3%
国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	8.7%
その他	19.5%
コールローン他 (負債控除後)	2.2%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間収益率の推移

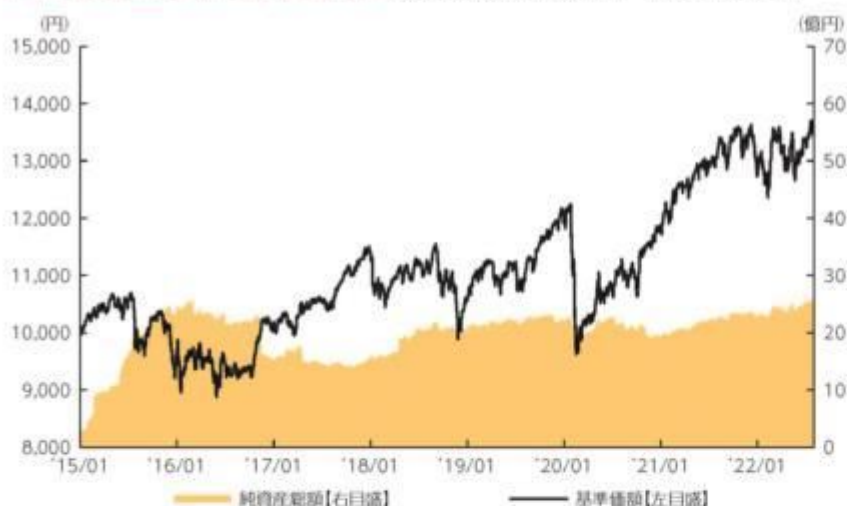


- ・収益率は基準価額で計算
- ・2015年は設定日から年末までの、2022年は年初から8月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

成長型N

■ 基準価額・純資産の推移 2015年1月30日（設定日）～2022年8月31日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	13,443円
純資産総額	25.0億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2022年 8 月	0円
2021年 8 月	0円
2020年 8 月	0円
2019年 8 月	0円
2018年 8 月	0円
2017年 8 月	0円
設定来累計	0円

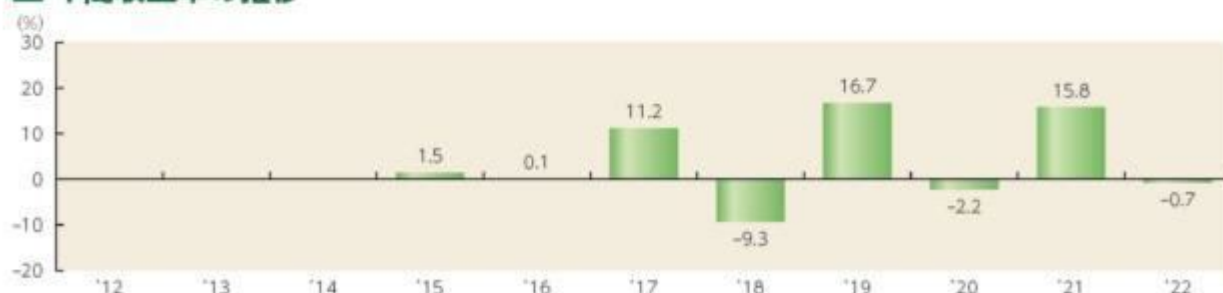
●分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	16.7%
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	14.9%
MUAM インデックスファンドTOPIXi(適格機関投資家限定)	14.5%
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	12.5%
先進国株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	8.6%
先進国株式クオリティ・インデックスファンド(適格機関投資家限定)	8.6%
その他	20.9%
コールローン他 (負債控除後)	3.3%
合計	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2015年は設定日から年末までの、2022年は年初から8月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

ありません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

その他

各ファンド間でスイッチング*による取得申込みが可能です。その場合の取得申込みに関する取扱いも同様です。

* スイッチングとは、ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

なお、スイッチングにより換金をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

また、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

くわしくは販売会社にご確認ください。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して8営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当

日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

その他

スイッチングによる換金についても同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。

なお、スイッチングにより換金をする場合も、解約金の利益に対して税金がかかります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
- ・外国為替予約取引
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
- ・市場デリバティブ取引
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2024年11月13日まで（2015年1月30日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎年８月14日から翌年８月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第１計算期間は信託契約締結日から2015年8月13日までとなります。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドの受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合

は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年8月14日から令和4年8月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【スマート・クオリティ・オープン（安定型）（１年決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	3,001,965	5,907,780
コール・ローン	147,756,147	150,865,022
投資信託受益証券	5,426,792,460	5,520,812,651
投資証券	190,246,269	116,876,986
流動資産合計	5,767,796,841	5,794,462,439
資産合計	5,767,796,841	5,794,462,439
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,789,635	3,513,196
未払受託者報酬	951,512	939,215
未払委託者報酬	40,280,698	39,760,155
未払利息	57	38
その他未払費用	317,101	313,009
流動負債合計	44,339,003	44,525,613
負債合計	44,339,003	44,525,613
純資産の部		
元本等		
元本	5,220,531,857	5,262,241,970
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	502,925,981	487,694,856
（分配準備積立金）	324,276,941	273,770,537
元本等合計	5,723,457,838	5,749,936,826
純資産合計	5,723,457,838	5,749,936,826
負債純資産合計	5,767,796,841	5,794,462,439

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 令和2年8月14日 至 令和3年8月13日	第8期 自 令和3年8月14日 至 令和4年8月15日
営業収益		
受取配当金	8,798,046	8,125,177
受取利息	261	3,988
有価証券売買等損益	494,496,792	30,360,560
為替差損益	5,639,132	25,733,411
営業収益合計	508,934,231	64,223,136
営業費用		
支払利息	26,112	24,880
受託者報酬	1,945,417	1,899,047
委託者報酬	82,355,651	80,393,035
その他費用	686,268	674,894
営業費用合計	85,013,448	82,991,856
営業利益又は営業損失（ ）	423,920,783	18,768,720
経常利益又は経常損失（ ）	423,920,783	18,768,720
当期純利益又は当期純損失（ ）	423,920,783	18,768,720
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	54,656,272	2,391,380
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	120,427,497	502,925,981
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,704,013	86,877,206
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,704,013	86,877,206
剰余金減少額又は欠損金増加額	36,470,040	85,730,991
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	36,470,040	85,730,991
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	502,925,981	487,694,856

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
	外貨建資産等の会計処理
	「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。
	ファンドの計算期間
	当ファンドは、原則として毎年８月１３日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和３年８月１４日から令和４年８月１５日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
１．期首元本額	5,954,883,682円	5,220,531,857円
期中追加設定元本額	949,023,847円	930,145,519円
期中一部解約元本額	1,683,375,672円	888,435,406円
２．受益権の総数	5,220,531,857口	5,262,241,970口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日			第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日		
１．分配金の計算過程			１．分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,032,160円	費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	236,343,224円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	178,649,040円	収益調整金額	C	213,924,319円

第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日			第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日		
分配準備積立金額	D	80,901,557円	分配準備積立金額	D	273,770,537円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	502,925,981円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	487,694,856円
当ファンドの期末残存口数	F	5,220,531,857口	当ファンドの期末残存口数	F	5,262,241,970口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	963円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	926円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日	第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左

区分	第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日	第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)

投資信託受益証券	381,746,176	37,173,566
投資証券	26,033,699	20,488,557
合計	407,779,875	16,685,009

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
1口当たり純資産額	1.0963円	1.0927円
(1万口当たり純資産額)	(10,963円)	(10,927円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	M U A M 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	146,868,264	464,279,956	
		M U A M インデックスファンド T O P I X i（適格機関投資家限定）	216,999,112	377,079,356	
		国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	690,457,457	703,714,240	
		M U K A M 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	941,125,028	895,951,026	
		日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	272,541,068	393,631,064	

		先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	113,953,689	226,038,537	
		先進国株式クオリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	112,024,862	217,630,699	
		国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	18,117,826	27,209,351	
		M U A M 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,710,836,143	2,090,128,515	
		M U A M 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	81,947,294	125,149,907	
円合計			4,304,870,743	5,520,812,651	
アメリカドル	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	2,853	76,403.34	
		ISHARES JPM USD EM BND USD A	86,000	434,214.00	
		ISHARES MSCI EMERGING MARKET	4,232	173,723.60	
		ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	3,411	194,631.66	
アメリカドル合計			96,496	878,972.60	
				(116,876,986)	
合計				5,637,689,637	
				(116,876,986)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 4銘柄	100.00%	2.07%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（１年決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	3,651,851	8,122,783
コール・ローン	128,187,284	153,568,369
投資信託受益証券	3,896,751,886	4,141,574,714
投資証券	242,730,544	206,572,949
流動資産合計	4,271,321,565	4,509,838,815
資産合計	4,271,321,565	4,509,838,815
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,323,026	11,353,397
未払受託者報酬	675,113	713,906
未払委託者報酬	30,830,458	32,601,467
未払利息	50	39
その他未払費用	224,980	237,902
流動負債合計	37,053,627	44,906,711
負債合計	37,053,627	44,906,711
純資産の部		
元本等		
元本	3,550,862,279	3,697,182,225
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	683,405,659	767,749,879
（分配準備積立金）	436,124,071	426,260,037
元本等合計	4,234,267,938	4,464,932,104
純資産合計	4,234,267,938	4,464,932,104
負債純資産合計	4,271,321,565	4,509,838,815

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日	第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日
営業収益		
受取配当金	9,614,809	10,940,577
受取利息	254	5,352
有価証券売買等損益	529,167,550	73,180,545
為替差損益	7,644,476	42,835,101
営業収益合計	546,427,089	126,961,575
営業費用		
支払利息	25,124	21,626
受託者報酬	1,348,645	1,426,712
委託者報酬	61,588,310	65,152,651
その他費用	490,451	530,508
営業費用合計	63,452,530	67,131,497
営業利益又は営業損失（ ）	482,974,559	59,830,078
経常利益又は経常損失（ ）	482,974,559	59,830,078
当期純利益又は当期純損失（ ）	482,974,559	59,830,078
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	60,781,570	4,730,400
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	222,096,957	683,405,659
剰余金増加額又は欠損金減少額	108,776,258	140,922,152
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	108,776,258	140,922,152
剰余金減少額又は欠損金増加額	69,660,545	111,677,610
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	69,660,545	111,677,610
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	683,405,659	767,749,879

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
	外貨建資産等の会計処理
	「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。
	ファンドの計算期間
	当ファンドは、原則として毎年８月１３日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和３年８月１４日から令和４年８月１５日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
１．期首元本額	3,737,661,156円	3,550,862,279円
期中追加設定元本額	917,140,204円	724,968,028円
期中一部解約元本額	1,103,939,081円	578,648,082円
２．受益権の総数	3,550,862,279口	3,697,182,225口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日			第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日		
１．分配金の計算過程			１．分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,031,547円	費用控除後の配当等収益額	A	4,872,202円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	376,156,316円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	50,227,476円
収益調整金額	C	247,281,588円	収益調整金額	C	341,489,842円

第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日			第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日		
分配準備積立金額	D	51,936,208円	分配準備積立金額	D	371,160,359円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	683,405,659円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	767,749,879円
当ファンドの期末残存口数	F	3,550,862,279口	当ファンドの期末残存口数	F	3,697,182,225口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,924円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,076円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日	第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左

区分	第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日	第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）

投資信託受益証券	429,259,095	91,326,410
投資証券	33,524,882	33,214,598
合計	462,783,977	58,111,812

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
1口当たり純資産額	1.1925円	1.2077円
(1万口当たり純資産額)	(11,925円)	(12,077円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	M U A M 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	167,645,518	529,961,011	
		M U A M インデックスファンド T O P I X i（適格機関投資家限定）	264,443,866	459,524,105	
		国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	380,168,903	387,468,145	
		M U K A M 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	507,024,835	482,687,642	
		日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	322,456,949	465,724,571	

		先進国株式最小分散インデックスファン ド（適格機関投資家限定）	133,227,997	264,271,054	
		先進国株式クオリティ・インデックス ファンド（適格機関投資家限定）	135,774,359	263,768,847	
		国内リートインデックス・ファンド（適 格機関投資家限定）	36,677,423	55,082,153	
		M U A M 日本債券インデックスファンド （適格機関投資家限定）	941,227,068	1,149,897,108	
		M U A M 外国債券インデックスファンド （適格機関投資家限定）	54,472,288	83,190,078	
円合計			2,943,119,206	4,141,574,714	
アメリカ ドル	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	7,189	192,521.42	
		ISHARES JPM USD EM BND USD A	100,000	504,900.00	
		ISHARES MSCI EMERGING MARKET	9,927	407,503.35	
		ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	7,862	448,605.72	
アメリカドル合計			124,978	1,553,530.49 (206,572,949)	
合計				4,348,147,663 (206,572,949)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 4銘柄	100.00%	4.75%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【スマート・クオリティ・オープン（成長型）（１年決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	2,380,198	6,261,093
コール・ローン	89,442,240	92,298,977
投資信託受益証券	1,994,532,446	2,275,563,513
投資証券	180,679,825	187,563,107
流動資産合計	2,267,034,709	2,561,686,690
資産合計	2,267,034,709	2,561,686,690
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,010,575	4,197,404
未払受託者報酬	342,404	398,279
未払委託者報酬	16,777,799	19,515,480
未払利息	34	23
その他未払費用	114,073	132,697
流動負債合計	23,244,885	24,243,883
負債合計	23,244,885	24,243,883
純資産の部		
元本等		
元本	1,717,498,418	1,879,903,983
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	526,291,406	657,538,824
（分配準備積立金）	331,353,732	350,784,544
元本等合計	2,243,789,824	2,537,442,807
純資産合計	2,243,789,824	2,537,442,807
負債純資産合計	2,267,034,709	2,561,686,690

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日	第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日
営業収益		
受取配当金	6,793,758	8,938,969
受取利息	135	4,068
有価証券売買等損益	379,870,301	75,180,242
為替差損益	5,271,667	38,237,011
営業収益合計	391,935,861	122,360,290
営業費用		
支払利息	13,929	14,072
受託者報酬	681,360	779,710
委託者報酬	33,386,651	38,205,690
その他費用	260,499	311,420
営業費用合計	34,342,439	39,310,892
営業利益又は営業損失（ ）	357,593,422	83,049,398
経常利益又は経常損失（ ）	357,593,422	83,049,398
当期純利益又は当期純損失（ ）	357,593,422	83,049,398
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	46,998,883	5,341,292
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	187,607,101	526,291,406
剰余金増加額又は欠損金減少額	103,050,995	158,504,806
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	103,050,995	158,504,806
剰余金減少額又は欠損金増加額	74,961,229	104,965,494
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	74,961,229	104,965,494
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	526,291,406	657,538,824

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
	外貨建資産等の会計処理
	「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。
	ファンドの計算期間
	当ファンドは、原則として毎年８月１３日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和３年８月１４日から令和４年８月１５日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
１．期首元本額	1,923,980,775円	1,717,498,418円
期中追加設定元本額	532,442,641円	503,586,539円
期中一部解約元本額	738,924,998円	341,180,974円
２．受益権の総数	1,717,498,418口	1,879,903,983口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日	第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日																								
1. 分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,697,235円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>291,314,201円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>194,937,674円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,697,235円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	291,314,201円	収益調整金額	C	194,937,674円	1. 分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,733,258円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>71,974,848円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>306,754,280円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,733,258円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	71,974,848円	収益調整金額	C	306,754,280円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	5,697,235円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	291,314,201円																							
収益調整金額	C	194,937,674円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	5,733,258円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	71,974,848円																							
収益調整金額	C	306,754,280円																							

第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日			第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日		
分配準備積立金額	D	34,342,296円	分配準備積立金額	D	273,076,438円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	526,291,406円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	657,538,824円
当ファンドの期末残存口数	F	1,717,498,418口	当ファンドの期末残存口数	F	1,879,903,983口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,064円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,497円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日	第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左

区分	第7期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 8月13日	第8期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 8月15日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）

投資信託受益証券	312,734,696	95,076,359
投資証券	23,344,641	29,450,076
合計	336,079,337	65,626,283

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第7期 [令和 3年 8月13日現在]	第8期 [令和 4年 8月15日現在]
1口当たり純資産額	1.3064円	1.3498円
(1万口当たり純資産額)	(13,064円)	(13,498円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	M U A M 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	138,587,701	438,103,440	
		M U A M インデックスファンド T O P I X i（適格機関投資家限定）	218,076,290	378,951,169	
		国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	100,199,036	102,122,857	
		M U K A M 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	139,891,118	133,176,344	
		日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	257,891,723	372,473,015	

		先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	107,848,233	213,927,754	
		先進国株式クオリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	113,034,405	219,591,938	
		国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	37,379,202	56,136,085	
		M U A M 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	257,099,093	314,097,961	
		M U A M 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	30,764,111	46,982,950	
円合計			1,400,770,912	2,275,563,513	
アメリカドル	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	7,869	210,731.82	
		ISHARES JPM USD EM BND USD A	88,600	447,341.40	
		ISHARES MSCI EMERGING MARKET	8,722	358,038.10	
		ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	6,913	394,455.78	
アメリカドル合計			112,104	1,410,567.10 (187,563,107)	
合計				2,463,126,620 (187,563,107)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 4銘柄	100.00%	7.61%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【スマート・クオリティ・オープン（安定型）（１年決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産総額	5,702,489,254
負債総額	7,790,066
純資産総額（ - ）	5,694,699,188
発行済口数	5,239,516,871口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0869
（10,000口当たり）	（10,869）

【スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（１年決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産総額	4,472,021,571
負債総額	7,454,467
純資産総額（ - ）	4,464,567,104
発行済口数	3,714,772,726口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.2018
（10,000口当たり）	（12,018）

【スマート・クオリティ・オープン（成長型）（１年決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産総額	2,516,502,630
負債総額	8,957,731
純資産総額（ - ）	2,507,544,899
発行済口数	1,865,310,734口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.3443
（10,000口当たり）	（13,443）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定められ、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2022年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年 8月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	895	20,410,925
追加型公社債投資信託	16	1,401,724
単位型株式投資信託	94	475,604
単位型公社債投資信託	52	147,223
合 計	1,057	22,435,475

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2 56,803,388	2 51,593,362
有価証券	2,001	293,326
前払費用	598,135	645,109
未収入金	31,359	61,092
未収委託者報酬	13,216,357	15,750,264

未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	1	814,684	1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	2	2
未払手数料	5,200,810	6,423,139
その他未払金	2	2
その他未払金	4,412,521	4,565,457
未払費用	2	2
未払費用	4,755,909	4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990

固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	2 26,689,896	2 31,644,834

広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	2 2,726	2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費	-	76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780

その他	2,932	7,585
営業外費用合計	128,747	119,066
経常利益	13,368,595	17,011,221
特別利益		
投資有価証券売却益	2,007,655	605,706
特別利益合計	2,007,655	605,706
特別損失		
投資有価証券売却損	51,737	28,188
投資有価証券評価損	26,317	36,558
固定資産除却損	1 536	1 13,094
特別損失合計	78,591	77,840
税引前当期純利益	15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2 4,755,427	2 5,366,608
法人税等調整額	19,122	22,446
法人税等合計	4,736,304	5,389,054
当期純利益	10,561,354	12,150,032

（３）【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金	
					その他利益剰余金	

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採

用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円

未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

（損益計算書関係）

1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

（株主資本等変動計算書関係）

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581

合計	211,581	-	-	211,581
----	---------	---	---	---------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千

円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

（注1） 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上	株式	-	-	-

額が取得原価を 超えないもの	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	18,826	46,069
退職給付の支払額	192,890	179,650
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
--	-------------------------------------	-------------------------------------

年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な

要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円

会社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 （注3）	523,327 千円	未払費用	290,120 千円
----	--	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,153,589 千円 499,388 千円	未払手数料 未払費用	836,105 千円 272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2022年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山形銀行	12,008 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百五銀行	20,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

八十二証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

- (１) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (２) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年8月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【その他】

- (１) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。
- (２) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- (３) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

- （４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- （５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- （６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- （７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤鉄也
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年10月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・クオリティ・オープン（安定型）（１年決算型）の令和３年８月14日から令和４年８月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・クオリティ・オープン（安定型）（１年決算型）の令和４年８月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年10月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（１年決算型）の令和３年８月14日から令和４年８月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（１年決算型）の令和４年８月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年10月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・クオリティ・オープン（成長型）（１年決算型）の令和３年８月14日から令和４年８月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・クオリティ・オープン（成長型）（１年決算型）の令和４年８月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。